

定期巡回 料金一覧表 (2024.4.1～)

	単位数	連携看護 利用時		料金 (単位数×11.05)		
				1割	2割	3割
要介護1	5,446	+	2,954	6,018	12,036	18,054
要介護2	9,720	+	2,954	10,741	21,482	32,223
要介護3	16,140	+	2,954	17,835	35,670	53,505
要介護4	20,417	+	2,954	22,561	45,122	67,683
要介護5	24,692	+	3,754	27,285	54,570	81,855

加算及び減算料金

項目	概要	単位数		金額		
				1割	2割	3割
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます	要介護1	-62	69	138	207
		要介護2	-111	123	246	369
		要介護3	-184	203	406	609
		要介護4	-233	257	514	771
		要介護5	-281	311	622	933
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます	要介護1	-179	198	396	594
		要介護2	-320	354	708	1,062
		要介護3	-531	587	1,174	1,761
		要介護4	-672	743	1,486	2,229
		要介護5	-812	897	1,794	2,691
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます	1日につき 30単位	332円/日×30日=9,960円 1ヶ月 996円(1割)			
総合マネジメント体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます	1ヶ月につき 1,200単位	1ヶ月 1,326円(1割)			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます	1ヶ月につき 所定単位×13.7%				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます	1ヶ月につき 所定単位×6.3%				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の取得率等、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます	1ヶ月につき 750単位	1ヶ月 829円(1割)			